平成２１年（フ）第１７４６号
札幌市手稲区曙５条３丁目17番11号
債務者　百沢　真弓
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２６号
札幌市中央区南13条西６丁目１番３号　メゾンたもつ101号
債務者　蝦名　　潔
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３２号
札幌市東区東雁来９条１丁目７番24号　はるか一番館４号
債務者　野田美代子（旧姓玉田）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５６号
札幌市白石区菊水３条２丁目６番１号　コーポ小林１階101号
債務者　近江たま乃
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８９号
札幌市豊平区平岸４条２丁目３番13号　デベックス平岸42Ｂ―103号
債務者　鈴木　秀子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３２号
北海道千歳市寿１丁目20番６号
債務者　住吉　深雪
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３６号
北海道石狩市花川南３条４丁目186番地
債務者　鎌田美喜子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６４号
札幌市中央区宮の森３条４丁目３番11―201号
債務者　佐藤　輝明
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７８号
北海道千歳市北光７丁目１番１号
債務者　門馬　真恵
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８７号
札幌市中央区宮の森２条５丁目２番８―701号
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８８号
札幌市中央区宮の森２条５丁目２番８―701号
債務者　佐藤ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９７号
札幌市西区発寒４条４丁目４番８号　４条ハイツ２Ｆ
債務者　澤田　由香
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００３号
札幌市北区太平７条６丁目３番11号　岸田ハイツ２号
債務者　木村　　一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１７号
札幌市東区北40条東17丁目２番33号　ラフォーレ栄町103号
債務者　関戸　麻記
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８１号
札幌市白石区東札幌２条３丁目７番22号　コーポアカシア102号
債務者　土屋由妃恵
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６号
盛岡市厨川１丁目12番２号　厨川コーポ202号
債務者　安江　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３７９号
岩手県二戸市福岡字下町24番地１
債務者　山田　克幸
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部